

第 8 回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会 議事要旨

1 日時 平成 31 年 3 月 4 日（月） 14 時 00 分から 15 時 30 分まで

2 場所 一般財団法人日本消防設備安全センター 第 2 会議室

3 出席者

【委員】別紙座席表 参照

【事務局】（消防庁予防課）鈴木課長、塩谷設備専門官、四維係長、並木技官、
野崎事務官、畑澤事務官、祝迫事務官

【アプリ開発委託業者】株式会社ソフトビューベリオン 田村氏、大成氏

4 配布資料

資料8-1：点検報告関係様式の改正案

資料8-2：検討部会・意見公募等における主な意見とその対応案

資料8-3：消火器点検アプリの改修内容

資料8-4：郵送による点検報告の推進（案）

資料8-5：今後の予定

参考資料8-1：部会員名簿

参考資料8-2：第 7 回検討部会資料

参考資料8-3：平成31年1月21日報道資料「消防用設備等点検結果報告書様式改正
に対する意見公募」（抜粋）

参考資料8-4：点検報告関係様式の改正案（溶け込み抜粋）

5 議事 （○：部会員 ●：事務局）

■点検報告関係様式の改正案について■

資料 8-1 及び 8-2 により、点検報告関係様式の改正について事務局より説明。

- 押印をなくすことは賛成だが、これまでは押印があることで、防火管理者が点検内容を確認しているということを確認できた。今後、記名だけになると、機械的に名前が入っているだけで、防火管理者が確認しているかどうかはわからなくなる。防火管理者は、点検の立ち会いまでは要らないと思うが、点検内容を確認することは必要だと思うので、窓口においてどのように指導するか苦慮するのではないか。
- 現在の様式では、押印がない場合に受け付けをするかどうかは明確に整理されていないように思う。
- 現在の様式では、押印が無い場合、行政指導はするが、受け付けはしている。防火管理者が点検内容を確認しているかどうかまでは、窓口で確認していない。
- 昔は押印があれば何となく安心ということがあったかと思うが、よく考えれば、押印があっても、あまり意味が無いということかもしれない。

- 点検の実務必携に「点検内容を確認して記名する」などを追記する等により運用
上うまくいくように対応してはどうか。
- 政令に定められた防火管理者の責務として、点検内容の確認はしなければなら
ないため、防火管理者の押印がなくても、記名することによってその責務は果たして
いるという意志表示になると思う。
- 押印は意味が無いので要らないと思うが、防火管理者が誰であるかということ
を確認したいわけではないと思うので、点検報告書の記入マニュアル等に、点検内容
を確認した上で名前を入れるように定めておくよいと思う。
- ご意見を踏まえて、運用面の対応を検討したい。

■消火器点検アプリの改修内容について■

アプリ開発委託業者から資料 8-3 により消火器点検アプリの改修内容を説明。

- アプリのダウンロードするに当たって、当該アプリの概要や使い方を説明するペ
ージにおいて、「作業がいつでも中断できる機能があること」や「入力作業にかかる
時間」等の説明を入れておくことは大切であると考え。
- 改修によりどのくらい便利になったのかの説明を入れるようにしたい。
- トップ画面において、項目ごとにボタンの色を分けたほうが見やすいのではない
か。
- 御意見を踏まえて、改修するようにしたい。
- アプリのレスポンスはどうなのか。
- スタンドアロンタイプのアプリであるため、動作は遅くないと考えている。た
だし、今回手書きのパンフレットを消防庁ホームページに接続してダウンロードす
る機能を追加しており、当該部分についてはダウンロードの時間が多少かかる。
- 建物情報の登録件数を 5 件としているが、消火器点検アプリの対象ユーザーとし
てはそれほど規模が大きい防火対象物で、自分で点検を行うことを想定してい
るためか。
- そのとおり。現在、建物情報の登録件数が 5 件、消火器本数が建物ごとに 10 件
としているが、件数を増やすことは可能である。
- 点検の時期が来た場合にアラーム機能として、ポップアップのような表示がされ
るのか。
- 初期設定の中で建物情報を入力するので、そこを基準日として半年ごとに定期的
にポップアップが出てくる仕組みになっている。
- 今後、様式が改正されることによりアプリが新しいバージョンに変わった場合
において、防火対象物や消火器の情報等を改めて入力しなくてもよいように、どこか
に一時保存しておくような機能はないのか。
- スタンドアロンなのでデータの引継ぎが難しいが、テキストを作成しデータを
一時保存する等の機能は考えられる。今後改修する際に検討したい。
- 今回のバージョンのアプリで実装されていなければ、次のバージョンができたとき

に引継ぎができないため、今のバージョンでできる限りの引継ぎ機能を持たせるべきではないか。

- 確かにそのとおり。まだ開発期間があるので、ご意見を踏まえてどのような機能が追加できるか検討したい。
- 機種変更した場合は、どうなるのか。
- スタンドアローンでは難しい。このアプリの需要が増えて必要性が高まれば、クラウド上にデータを一時保存するような機能を実装しなければならないと考える。
- 消火器が 10 本まで登録できるということだが、これらの消火器の区別はどのようにすれば良いのか。
- 「設置場所」という項目で判断できると考えている。
- 特定一階段等防火対象物等の有資格者による点検が必要な防火対象物については、このアプリを使用した点検ができるのか。
- 使用者に制限はかける予定はないが、有資格者による点検は本アプリを使用する直接のターゲットとはしていない。

■郵送による点検報告の推進について■

資料 8-4 により郵送による点検報告の推進について事務局より説明

- 今までは、点検報告に不備がない優良な防火対象物のみ郵送を認められていたけれども、今後は広く認めていこうという考えか。
- 郵送による報告書の受理に関しては、あまり積極的には行われておらず、できる限り直接来署していただくよう指導している例が多い現状があるため、郵送による報告時の消防本部側の留意点や事業所側への周知の方法をしっかりと示すことで、広く受け付けることができる体制を構築できればと考えている。
- 届出の形式上の要件に適合しない場合の例示をもう少し具体的に示して欲しい。
- 検討したい。
- 郵送による点検報告が広く認められることになれば、広報をする必要があると考えるが、消防庁でパンフレット等を作成する予定はあるか。
- 今のところ考えてはいない。
- パンフレットを作成するのであれば協力する。

■その他■

資料 8-5 により、今後の予定を事務局より説明。

- 消火器は初期消火に大変役に立つこと、使用期限があること、リサイクルできることを機関誌で広報させていただいて、大きな反響があった。また、マンションの消防用設備等点検を実施する際に、居住者が自主的に設置している消火器について、点検業者が一言点検しているかどうかを呼びかけるような仕組みがあれば良いと考えている。
- 御意見を踏まえ、検討したい。

以上

「第8回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」

日時:平成31 年3月4日(月)14時～

場所:虎ノ門2丁目タワー 10階 第2会議室

速記席

東京理科大学
小林 恭

東京理科大学
河野 守

主婦連合会

田辺 恵子

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

伊藤 廣幸

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

芳賀 敏晴

一般社団法人全国消防機器販売業協会

岡田 昇

一般財団法人日本消防設備安全センター

木原 正則

一般社団法人全国消防機器協会

鈴木 和男

粕屋北部消防本部

明石 進一

千葉市消防局

金子 洋

春日井市消防本部

川上 勝久

東京消防庁

谷山 明子

消防庁予防課長	鈴木 康幸	消防庁予防課設備専門官	塩谷 壮史	消防庁予防課設備係長	四維 栄広
---------	-------	-------------	-------	------------	-------

--	--	--	--	--	--	--	--	--

出入り口